

令和6年度第2回〔第九期目第2回〕
松島町入札監視委員会

令和7年1月29日（水）

午後1時30分～4時

（松島町役場大会議室）

令和6年度第2回〔第九期目第2回〕松島町入札監視委員会

出席委員（5名）

委員長 赤石雅英

委員 武田三弘 熊谷哲

魚橋慶子 松浦健太郎

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

総務課 環境防災班

企画調整課

建設課 建設班

各課長・各班長・各担当者

事務局職員出席者

松島町長 櫻井公一

財務課 課長 安土哲

財政班 班長 熊谷直美

委員会次第

令和7年1月29日（水曜日）午後1時30分開会

1 開会

2 挨拶 松島町長 櫻井公一

3 審議等

（1）審議案件抽出理由の報告

（2）審議 工事請負契約2件 業務委託契約4件（関連として7件）

【工事請負】

1）環6工第015号 EV充電用設備設置工事

2）建5工第044号 （都）根廻・初原線国道346号交差点改良工事

【業務委託】

- 3) 環6委第173号 松島町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務委託
- 4) 企6委第065号 松島町長期総合計画及び第5次松島町国土利用計画策定業務委託
- 5) 企6委第092号 松島町企業版ふるさと納税マッチング支援その1業務委託
- 6) 企6委第093号 松島町企業版ふるさと納税マッチング支援その2業務委託
- 7) 企6委第094号 松島町企業版ふるさと納税マッチング支援その3業務委託
- 8) 企6委第095号 松島町企業版ふるさと納税マッチング支援その4業務委託
- 9) 建6委第056号 町道松島・磯崎線(松島大橋)橋梁外災害復旧工事建物等
事後調査業務委託

4 閉会

本日の会議に付した事件

委員会次第のとおり

【審議等】

(1) 審議案件抽出理由の報告

○委員長 委員会次第3の審議等に入ります。今回の案件は、工事請負が2件、業務委託が関連事業を含めた7件となっております、当委員会運営規則により抽出していただいております。次第3の1にあります審議案件抽出理由の報告について、まず委員にご説明をお願いしたいと思います。

○委員 審議案件の抽出理由について報告させていただきます。工事については、低落札率の案件として、最低制限価格に近い落札のものや不落により2回入札したものを抽出しております。業務委託につきましては、工事と同様に落札率が低い案件3)、4)、6)に加え、同じ内容を1者随契により4件契約している案件として5)から8)までを抽出しております。

結果的に総務課、建設課、企画調整課それぞれバランスよく選ばれたような感じの状況になっております。

(2) 審議

○委員長 それでは、個別の審議に入りたいと思います。

初めに担当課より説明をいただきまして、その後に質疑応答とさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、担当課の方から抽出理由等に基づいて案件の説明をお願いいたします。

○総務課 審議番号1番のEV充電用設備設置工事について説明いたします。

初めに、工事の概要について説明させていただき、次に1回目の入札が不落となった要因、2回目の設計額が1回目の半額程度になった理由と、設計内容の変更箇所について順に説明させていただきます。

まず、工事の概要につきましては、事業名、環6工第015号EV充電用設備設置工事、事業場所は、松島町高城字帰命院下19番地の1のこの庁舎のところでございます。事業期間は、令和6年9月19日から6年11月15日までで、業種は建設工事関連業務となります。

本工事につきましては、2050年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を令和5年6月に宣言したことから、その実現に向けた取組の一つとして電気自動車等の導入を推進していくことに伴い、その電気自動車を充電するための設備を設置するものであります。

次に、1回目入札が不落となった要因についてですが、当初、本工事は1階のトイレ前の分電盤内にブレーカーを増設し、そこから天井裏に配線を行いまして、守衛室前の通用口付近に充電用設備を設置する設計としておりました。

入札では、3者の入札参加者のうち、1者は予定価格を上回る入札でありまして、2者は最低制限価格を下回る入札であったことから、最低制限価格を下回った原因を調査したところ、最低制限価格を下回った2者については、充電用設備を設置するに当たり、分電盤内にブレーカーを増設するのではなく、分電盤内にある予備の回線を使用するという方法で積算し、入札していたことが判明しました。分電盤内にブレーカーを増設するよりも予備回線を使用するほうが工事費を抑えることができるため、当方で積算した額と開きが生じ、不落となったものでございます。

次に、2回目の設計額が1回目の半額程度になった理由と、1回目、2回目のそれぞれの設計内容の変更箇所についてですが、不落の原因を調査した結果、ブレーカーの増設ではなく、先ほども言いました予備回線の使用でも可能であることが判明しましたので、分電盤の改造などが発生しないことにより低コストで設置が可能となる予備回線を使用する方法に仕様を見直したことが変更点でありまして、この仕様で再度設計を行ったことが、設計額が1回目よりも半額程度になった理由でございます。

以上で説明のほうは終わります。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの内容につきまして、ご質問等がありましたら委員の皆様お願いいたします。

○委員 設計額が半額になっているということですがけれども、6ページの内訳書では、計21万円、21万942円ということになっていますけれども、内訳書を再計算しますと28万942円になり労務費が計上されていない金額になっています。実際、設計違算というふうな形になるかと思うんですけれども、これは把握されていないのか。実際応札された方が最低制限価格よりも若干高い税抜き30万円というふうな金額で落札されております。実際正規の金額になりますと、この30万円という金額だと最低制限価格を割り込む金額になるというふうに思われますけれども、いかがでしょうか。そうすると、実際落札された方は本来であれば失格というのになるべきところが、施工させているというふうに見受けられます。

○委員長 いかがでしょうか。

○総務課 ご指摘のとおり計算しましたら、労務費の7万円というのがなく共通仮設費であるとか現場管理費とかの金額を計算しておりましたので、労務費は漏れておりました。

- 委員長 こういったケースにおいて、どんな取扱いになるのでしょうか。
- 事務局 財政班の取りまとめの中で、積算内訳までは把握することができないままの予定価格で入札の執行を行っております。当委員会でこういったご指摘いただいたことに対応というのが、積算から基づく予定価格が正しくなかったということに今現状なっています。事業はもう執行して完了しているということを踏まえまして、今後の対応、今ちょっと即答できませんが、しかるべく対応を取って、後に監視委員会の皆様にご報告をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。
- 委員長 委員から何かありますか。
- 委員 実際、2番目の札を入れた方に対しては、もう不利益が発生しているというような状況だと思います。そのことについても、ちょっとどのように対応するのかということをご報告願いたいと思います。
- 事務局 今ご指摘のとおり、あわせて、もう1者のほうにもどういう対応を取ったかということもご報告させていただきます。
- 委員長 他委員、いかがでしょうか。
- 委員 入札調書の中で、企業数たくさんあるにもかかわらず、辞退者が多いように感じますけれども、これというのは何か理由はあるのでしょうか。
- 総務課 理由につきましては、諸般の事情によるところというのも多いですし、あとは対応できませんということ、あと作業員が調整できませんとかというものでございまして、必ずしも皆さんが同じ理由だということではないという認識ではおりました。
- 委員 余りにも何か辞退の数が多過ぎて、ちょっと正しい入札になっていないのかなという点と、あと業者さんが1回目も2回目も、条件がいろいろ変わったにもかかわらず同じ金額というのは、何かよく分からないんですが、どういう考えで1回目を出して、初めから新設じゃなくて、そういった元のものを使ってできるというふうに思っただけで通して言っているのか。それで条件が変わったんだったら何かもうちょっといろいろと金額も変わってくるのかなと思ったんですけれども。一貫して同じ金額というのは、何か理由は聞いてはいないんですか。
- 総務課 理由を不落になったときに、その最低制限価格を下回った2者にお話を聞きましたら、やはり仕様の中では図面とかでもブレーカーの増設ということで発注はしたんですけれども、その最低制限価格下回った2者については、もう初めからブレーカーの予備があるということで、予備を使ってやるということで積算したということを知っておりました。増設という認識ではなく予備を使ってやる。ですので、1回目は開きが出ちゃったんですけれども、2回目は

その予備を使うという仕様に変更したので、全く同じ考えの下に1回目も2回目も業者さんは同じ金額で出したということです。

○委員 企業としては多分そういうふうを考えるのかなと思うんですけども、逆に言えば、こちらからこういう仕事をしてくださいと言ったにもかかわらず、そのやり方ではなくて、違う、もっと別な方法で、つまり増設ですか、という、新設じゃなくて勝手に増設にしまって積算をしてというふうなやり方というのは、ある意味合っているんですかね。

○総務課 合ってはいないです。

○委員 ですよ。

○総務課 本当に仕様内容と考えに乖離があるのであれば、質問回答書ということで質問してきて、それに対して私どもが、いい悪い、これはこうしてくださいとか、これ認めますというふうにするので、それもなしに勝手に自己判断でやってきたものについては、いい悪いでは、悪い。認められないものとなります。

○委員 その時点である意味、入札としては失格扱いになるのかなという気もするんです。そこら辺は、もう少し、情報が不足していたのかどうかあれなんですけど、やはりちょっと今後どのような方向でやっていくのか、しっかりとしていただいたほうがいいのかなと思いました。

○委員長 ほかに、・・・どうぞ。

○委員 増設ではなくて予備を使ったということで、まだ図面見たら予備のコンセントがあって、ほかにも何か予備を使いたいとか増設したいというときには、困らないだろうという判断されていますでしょうか。

○総務課 今回、予備は200ボルトのが1つしかなくて、あとは100ボルトのやつなんで、200ボルトはもう今回使ったんで、ありません。だから、あと全体的に町の容量で、もっと増設できるのであれば。例えば、今回初めてうちのほうでプラグインハイブリッドを購入して、その充電設備を今回工事したので、もし次に台数を増やすときは、ちょっとそこは全体の容量を考えて、増設できるかどうかというのをまた確認をした上でやるようにしなくちゃいけないということで、当初は、だから、できれば予備は残した形で、増設のほうが、補助金でもらいながらもやるというのがあるんですけども、そのほうがいいかなということで、次やるときには、だから今予備をもう使ってしまったので、増設に多分なるのかなと思います。

○委員 あまりかつかつで、何か電気設備は予備がないというのは避けたほうがよかったかなと。（「ちょっとよろしいですか」の声あり）

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 すみません、言葉的なことでちょっと教えていただきたいんですが、この入札結果のところの一番最後の記事のところ、第2回入札額で予定価格に達しなかったため不落としたという表現になっているんですけども、予定価格は余裕で超えているとは思いますが、こういう条件ではやっぱり達しなかったというふうなのが普通の表現になるのですか。

○総務課 予定価格に達しなかったとは、これちょっと紛らわしいんで、最近の入札の現場で言葉で発するときにはちょっと言い方変えているんですが、一応予定価格を、何かこれだと基準を満たさなかったという意味で、こういう表現使っています。

○委員 何となく読んでいて少し「うん？」という感じもしましたので、表現方法についてもちょっと検討いただけたらと思います。

○委員長 あと、委員の方、何か質問ございますか。

○委員 今回の設計書作成に当たっては、見積りを取ってやられているということですが、見積りの徴収方法について教えてください。

○総務課 はい。今回の工事につきましては、PHEV車、三菱のアウトランダーという車種なんですけれども、PHEV車導入、町として初めてでありまして、もちろん電気設備の導入も初めてでありましたので、やはり三菱自動車さんから車種を買うということで、三菱さんに照会させていただいて、電気設備の関係で、三菱さんから紹介してくださいということで、三菱から紹介いただいた業者で、現場の確認とか打合せとかさせてもらっての参考見積りを徴収しておりました。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 ということは、1者見積りということですか。

○総務課 1者の見積りで、最初はさせてもらいました。それで、うちのほうでの積算をかけたということです。

○委員 それというのは、見積り徴収の基準としてはいいんですか。

○総務課 可能な限り複数から取ってというのはありましたけれども、三菱さんのご紹介いただいたところからだけということで、最初のはさせていただきました。

○委員 それもちょっと問題あるのでは。実際、そして、町の設備として整備するに当たっては、問題があるんじゃないかなというふうにも感じる。

それと、続けて、あと内訳書に書いてあるところ、日東工業EVP2の2F60とか、日東EVPX-ST2Aなどまるっきり製品名がここに記載されているというのは、これは業者とか工事を指定するということになるんで、本来は仕様、仕様というかその性能を記載して製品

名を記載するということは通常しないんですけれども、これについてはどのような判断か。

○総務課 これも三菱さんの提携、つき合いのあるところの業者さんからいただいた見積りの中身を参考にして書いただけでありまして、おっしゃるとおりで、その製品に縛られるように捉えられてしまうので、そういった意味では、記載はすべきでなかったのかなと、今ご指摘を受けて思います。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 そういった材料が指定されているということが、実際辞退ということにつながったというふうにも想像できるんですね。その製品を扱えない業者については、入札できないというふうなことで、辞退につながったのではないかというふうなことも想像できるのですけれども。

○委員長 はい、どうぞ。

○総務課 まず、設計書に参考製品という文言がなかったのも、ちょっと指定したように見受けられる表現になってしまったんですけれども、特記仕様書の中では、製品については、参考製品ということで入れさせていただいて、電圧とか、そういった周波数についての仕様について、こういう仕様の製品をお願いしますということで、仕様書には書いております。

○委員 特記仕様書は、これは審議資料には載っていますか。

○総務課 今日提出していなかったのも、資料では分からないんですけれども、入札の特記仕様書という部分では、そういうふうに表現しています。

○委員 同等品というふうな表現をして特記仕様書には書いている。

○総務課 はい、そうです。

○委員長 そういうことであれば、今の、別に部材を特定しているわけではないということですかね。

○総務課 はい。ちょっと勘違いするような表現でということは、ちょっと申し訳なかったと思います。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 ただ、やっぱり積算自体が、こういうふうな製品ですというふうなことで記載されていることは、その値段自体がもうそこに推定されるというか、もう決められてしまうというふうなことになるので、本来であれば積算しやすくなってしまいうわけですね。それと相手がどのように積算するかは想像できませんが、松島町がどのように積算しているかというのが分かってしまって、競争性というか、そういうのに少し阻害する部分があるんじゃないかと思われまふ。それと、指名選定理由、15ページの指名選定理由なんですけれども、こちらで地方自治

法施行令の指名選定理由ということで、1から3番まで上がっています。今回の3者の指名の理由というのは、どれに当たるんですか。

○総務課 ちょっと無理があるんですけども、2番の一部の該当ということで一応やらせてもらったという。

○委員長 これ、第2回目だからですね。1回目で一応3者あったので、その中からという意味合いですということですね、3者というのは。

○総務課 そうです。14者1回目指名したんですけども、あとは3者以外は全員辞退という形になったので、2回目は1回目参加した3者を指名してやったということでございます。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 辞退した理由というのが、どういう理由かというのが分からないで新しい仕様になったときには実際応札できるという者もいたかもしれない。それに対して、理由が全てははっきりしないのにその方は除外者したというのは、適当ではないというふうに思います。

○総務課 おっしゃるとおりであります。うちでも、この工事はできないというふうに仮定してしまって、3者だけができるというような認識でやってしまったという。

○委員長 はい。

○委員 例えば内容で同じ条件で出すということであれば、除外するという考えもあるのかもしれないんですけども、また違う条件でというふうな形になっていますね。それは適当ではなかったんじゃないかというふうに感じます。

○委員長 あと、委員、ご質問ありますか。

○委員 この入札とは全く関係ないんですけども、家で充電をするようなときに、電源工事は一般の民間だと30万から50万ぐらいの費用がかかりますけれども、国からの補助もある。松島町の場合はそういうのは対象外になるんですかね。

○総務課 アウトランダーの車を買う自体は、55万円の補助があるんですけども、スタンド設置に係るものというのは、あるというのはちょっと認識してはいなかったです。大体にしてPHEV車買うのであればスタンドも一緒なので、一対で考えるとは思うんですけども、スタンドだけ設置する予定だったらちょっと補助金はないんじゃないかと。

○委員 私の勘違いかもしれませんが。

○総務課 ちょっと認識はありませんでした。

○委員 分かりました。

○委員長 車、メーカーによって、そのEVスタンドの形状だとかプラグとかが違うということ

ではないですよ。

○委員 プラグは一緒ですよ。

○総務課 国産であれば一緒です。

○委員長 ということです。テスラは違うかもしれないけれども。

○総務課 そうですね。外国車はちょっと違うものがあるというふうに聞いておりました。

○委員長 今回は内部でも今まで経験したことがないEVの充電装置の発注だということで、いろいろな前例がないということで、幾つかのトラブルが出てきたなということでしょうか。まとめますと、大きいのは積算から労務費がまず漏れていたという。それからあと、設計について、金額は下回っていたけれども、電源の取り方とかがこちらの設計書とは全然違っていたという。それからあと、2回目の入札についても、もう一度、14者ですかね、かけるべきところを3者にやってしまったと。そういったところが今回の入札については、今後改善していただかなきゃいけないというふうには私ども委員としては感じますということで、じゃあと後日またこれについて、今後これについてどう対応するかというのを町のほうから回答をお聞きするというのでよろしいでしょうか。

あと、何か皆様ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

では、質問ないようですので、この点については、これで以上というふうにさせていただきます。ありがとうございました。次、お願いいたします。

次の2番目の案件につきまして、抽出理由等に基づき、担当課のほうからご説明をよろしくお願いします。

○建設課 それでは、工事の2番になります。

事業名が建5工第044号都市計画道路根廻・初原線国道346号交差点改良工事になります。こちらについては建設工事ということで、事業の概要については、2ページの事業概要説明調書のほうをお開き願います。

事業概要につきましては、施工延長320メートル、土工といたしまして、切土が3,130立米、盛土が1,044立米になります。カルバート工が14.2メートル、排水構造物工一式、舗装といたしまして、車道部が3,360平米、歩道部が240平米、そのほかに大型標識工2基、道路付属物工一式ということになっております。

今回の工事につきましては、条件付一般競争入札で執行しております。

資格申請業者が9者、入札参加が9者となっております。

資格の要件につきましては、松島町建設工事指名競争等入札参加者資格基準、これに基づき

まして、①一般競争入札参加資格登録簿（土木一式）で登録されていること、②宮城県に本店又は支店若しくは営業所を有していること、③経営事項審査結果通知書の土木一式の総合評点が800点以上であることということで募りまして、入札結果といたしましては、④の金額のところにある形で、予定価格が1億8,776万1,200円に対して、落札につきましては、1億3,695万円、落札率は73%となったところであります。

では、今回の主要な確認事項ということで、初めに工事の内容についてももう少し掘り下げて説明させていただきます。

資料の27、28ページに工事の位置図と平面図、26ページから28ページにかけて工事の図面関係等をつけさせていただいております。初めに、今回の場所ですが、図面、位置図のほうを見ていただきまして、国道346号線、45号線からの交差点から大崎方面に行ったところで、町の野外活動センターのちょうど北側に位置する位置、その位置に今回新しく町が建設します都市計画道路が取りつくということで、その位置に新たに交差点を作る工事となっております。

次に、2ページがその平面図となっております。平面図の左側のほうが国道45号線に至る道路、右側が大崎方面に至る部分、あと上から延びる道路に関しては、今回町が新しく造る根回・初原線になります。

今回、この新しく道路の取付によって、従来あった道路、346号線を交差点化するための改良工事で、改良の主なものに関しては、大崎方面から来る車が新しくできた道路に曲がるための右折レーンの設置、あとそれに伴う歩道の付け替え等になっております。

積算の妥当性について説明させていただきます。

工事費の積算につきましては、積算の歩掛かりについては、宮城県が策定しております積算基準書を参考としております。単価についても、宮城県が発行しています労務・資材単価等を参考にしております。

なお、中に類似製品等について、どうしても市場の変化、ないものに関しては、見積りを徴収してございまして、3者から見積りを徴収し参考としております。市場価格について十分反映し積算しているところであります。

次に、落札価格が最低制限価格に近い金額になった要因ということで、入札に併せまして落札者等から提出がありました本工事内訳書と町が積算した工事内訳書を比較し確認しております。見ていきますと、工事の直接的な経費であります本工事費では、町の積算に対して88.8%、諸経費の共通仮設費が53.1%、現場管理費が54.9%、一般管理費が45.9%。

結果、落札額が約73%となったわけなんですけれども、特に諸経費を低くし応札した結果が、この最低制限価格に近くなった要因となっております。

今回、告示が4月25日ということで、年度初めで、各市町村さんから見ても、多分県内で一、二番で告示したわけなんですけれども、やっぱり初期で、なるべく工事の出来高というか、落札を上げたい中堅どころさんが多く、9者応募された。それで競争が激化したものと思います。

以上で終わります。

○委員長 ありがとうございます。では、今の説明に基づいて、委員の皆様質問等ございませんでしょうか。

○委員 最低制限価格の決定方法を教えてください。

○建設課 最低制限価格につきましては、工事請負契約に係る最低制限価格を設ける場合の基準というのが町のほうにありまして、こちらでは建設工事執行規則の規程による調査基準価格となっております。

内容につきましては、町が積算した工事について、純工事費相当額の80%、あと設計額にある現場管理費がその相当額の60%、あと一般管理費については50%、各々掛けた金額の合計で、1,000円以下を切り捨てた金額ということになっております。

○委員 仕様書には書いていないですね。

○建設課 これには書いていません。ただし、町のホームページに関連法規等、見られるような形になっていまして、把握できるというふうには思います。

○委員 先ほど検証された額というのが、それをみんな上回っていたというふうなこと。

○建設課 若干下回っているのも、全体、ほかの業者さんも含めて全部検証してみたんですけれども、若干前後、今回でいくと若干ずつ下回ったような形で、「下回っている」の声あり）下回って。唯一上がっているのが、直接工事費に関しては純工事費の部分に係る部分は上回っていて、経費の部分は若干下回っている。最終的に最低制限価格内に収まったと。

あと、すみません、先ほどちょっと説明省いた部分あるんですけれども、今回の入札に関しては9者来たわけなんですけれども、実際2者は失格、最低制限価格を下回って失格となっております、今回落札した業者さんが順番からいうと3番目入れております。

○委員長 あと、質問。（「抽出した責任として」の声あり）はい、どうぞ。

○委員 すみません、今回これを選んでしまったんですけれども、実は選び方として、発注事業一覧表を見て、特に金額が大きくて低落札のものというふうなイメージでちょっとこれを選んでんですが、選ぶ際に発注事業一覧表だけだと、ちょっとやはり分かりづらいというのが正

直な意見で、そこに例えば辞退数とか、あるいは失格数というものもちょっと入ってもらくと、ちょっと評価いろいろしやすいのかなと。今こちらの入札結果を見ますと、この失格の2者ですね。9者もあって大体の会社がこの仕事を取りに来ているというのがよく分かる内容になっているので、競争がちゃんと働いていて、やり過ぎた会社が2者あったなというようなところの結果が見えていますので、ちょっと選んだ者が言うのもなんですが、入札はちゃんと行われているんだなということを感じる結果となっておりますので、なので、ちょっと選んでしまっ
てすみませんという。

○委員長 あと、委員の皆様、何かご質問ございませんか。

私の感想ですけれども、やっぱり年度初めで、中堅どころの方が実績づくりで多数参加された。それで、だから、まだ工事決まっていない業者が多いのか、管理者もそうなのか、そう
いったものもなく、最低制限価格を狙って札をかなりの方が入れていただいたというのが結論
だと思うんですけれどもね。となると、やっぱり工事の発注時期というのが重要だなというふ
うに、後半になってくると、ちょっと忙しくてとか、そうなっていますんで。ということであ
れば、なるべく年度初めで今後も入札を入れたほうが、有利な、町のほうとしては状況になる
のかなというふうに感じました。

○委員 この事業は、補助事業になるんですか。交付金事業。

○建設課 そうです。社会資本整備総合交付金事業になります。補足させてもらいますと、これ
がちょうど国の補正予算で、新たに年度の後半にもらったもので、（「5年度のだ」の声あり）
5年度で繰越しました。3月に発注できればよかったですけれども、準備がありまして4月
になったような形になります。

○委員長 そうしたら、今後は、むしろ4月なってからやったほうがいいのかもしいかな
ね。もう一つ追加で。ここの工事の先ほどの図面見ますと、松島北インターで鹿島台方面に行
く道路を途中からこっちに、45号線のほうに、松島大郷インターのところですか、そこに下
りてくるような道路を造るという。

○建設課 最終的にはそれを目指しています。

○委員長 ですよ。

○委員 工業団地の中を通る。

○建設課 そうです。

○委員 これから造成するということ。

○建設課 そうです。組合の中は、組合さんのほうで施工してもらって、イノベーションヒルズ

という事業をやっている状態で、それに取りつく道路になります。

○委員 どこに取りつくような形ですか。

○建設課 大郷町の北になります。今、こういう形でパンフレット・・・1部しか持っていないんですが、今ここにイノベーションヒルズというのがあります。ちょうど我々の道って脇を通過して国道346号線に繋がる形になりますので、そちらに接続するための道路です。ですので大きい工業団地を今やっていて道路が必要ということで、その道路のほうを今我々のほうで担当させていただいているという形になります。

○委員 大和松島線のほうにつくんですか。

○建設課 最終的には大和松島線のほうに交差点がつく予定となっております。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 国道に取り付きますが、国もお金を出すんですか。

○建設課 社会資本整備総合交付金なので、補助率として50.5%、国から補助金を頂きます。

○委員 大体そういうもんなんですか。国道だったらもっと何か国が出してもらってもいいのかなと。ちょっと私専門分野が道路じゃないので。

○建設課 市町村に対して補助の基準がありまして、それに則って補助率が決まっております。

○委員長 これ松島大郷インターの横のところには工業団地バースと出て、最初あそこ造ったときには結構期待したんだけど、何かちょっと若干下火になったような印象。だから、今回のまた新たな工業地帯というんですか、これとの連携みたいなものもあるんでしょうかね。それとも関係ないんですかね、今度の工業団地は。

○建設課 大郷町の工業地域とはまた別だと思えます。

○委員長 あと、委員の皆様、何かご質問ございますか。

○委員 やっぱり条件付一般競争入札ということで、参加資格条件を10項目挙げられていますけれども、適宜その入札において条件を設定していくと思うんですけれども、今回の入札について、この条件をつけたポイントというか、そのあたりを少し教えてください。

○建設課 松島町の工事においては、金額と工事の内容によっても基準がありまして、その中で、入札の範囲です。宮城県や松島町では決まっています。あとは、総合評点のほうに関しても、金額に応じて何点というのも決まっております。それに関しては、執行で、その部分に関しては基本的には変えないという条件となっております。そのほかに、どうしても経験とか、そういう部分をつける場合もあるんですけれども、今回に関しては、金額の規模が大きいだけで内容的にはそんなに難しい案件ではなかったもので、あくまでも基準のみとなっております。

○委員長 どうなのでしょう。東北地方、松島町でも今人手不足がもう日本全国的に、土木建築に携わる方がどんどん減っていますからね。だから、今回、最低制限価格でスムーズに取れたなんていうのは、今後はあまり期待できないのかもしれないですね。資材なんかも高くなってきていますしね。（「そうですね」の声あり）この工事も、だから、それ以外にも土木工事は続くんですか。

○建設課 今もやっていますし、今度国の補正予算があったときに考えています。

○委員長 これから続くという感じですかね。

○建設課 1月にちょうど補正予算がありまして、本体工事の土木工事、約4億近くなんですが、そちらの議会で議決いただきました。これらについて業者への発注行為をやりまして、何とか年度内には業者さんを決定して、3月の議会にご提案をさせていただきたいというのが今スケジュール予定でございます。

○委員長 ありがとうございます。あと、委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

では、質問、もうないようですので、以上でこの案件の説明は終わりたいと思います。

ありがとうございました。では、引き続き、委託業務3番目の案件について担当課のほうからのご説明をお願いいたします。

○総務課 それでは、審議番号3番の業務委託について説明させていただきます。

今回の松島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定業務委託につきまして、初めに概要を説明させていただきます。事業内容、積算の妥当性、落札額が最低制限価格と同額になった要因について順に説明させていただきます。まず初めに概要ですが、事業名、環6委第173号松島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託。

事業箇所は、宮城郡松島町地内。事業期間は、2か年間の事業でございまして、令和6年8月28日から令和8年1月29日までとなっております。

業種は、設計コンサルの建設環境となります。次に、事業内容についてですが、本業務につきましては、2050年のカーボンニュートラル達成に向け、町内の再生可能エネルギー導入の可能性や将来のエネルギー需要等を基に再生可能エネルギーの導入目標やゼロカーボンに向けたビジョンを検討するとともに、地域課題の解決や地域活性化につながる具体的施策を検討し、本町の状況に応じた地球温暖化対策実行計画を策定するものであります。

次に、積算の妥当性についてですが、積算につきましては、まずは同種同業の履行が可能な事業者3者から参考見積りを徴収し、徴収した参考見積りの内容を参考に国土交通省の設計業務等標準積算基準書に記載されている土木設計業務等の積算基準や設計業務委託等技術者単価

を基に積算しております。

また、設計に係る細目につきましては、環境省が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく国の責務の一環として技術的な助言として策定した策定実施マニュアルを基に項目を設定し、積算しておりますので、積算は妥当であると認識しております。

最後に、落札額が最低制限価格と同額となった要因についてですが、まず低入札の要因は、請負業者に聞き取りを行ったところ、特記仕様書の業務内容を把握し、適切な人員配置及び費用算定を行っておりますが、会社としてもぜひ受注したい案件であるということで、物価高や人件費が高騰している中、落札に向けて可能な限り低価格によるサービスの提供を図ったこと、いわゆる企業努力によることが要因であります。

しかしながら、当町の業務委託については、最低制限価格を設けておりますので、最低制限価格を下回ってしまえば、幾ら企業努力によって低価格に抑えても落札できませんので、請負業者のほうも予定価格を予想し、落札に係る最低の価格まで抑えようとしたとのこと。

最低制限価格の予想については、予算に係る事項別明細書や債務負担行為に関する調書が公表されており、額が確認できますので、その額の2分の1が最低制限価格であると請負業者が予想し応札した結果、落札額が最低制限価格と同額となったものであります。

- 委員長 今のご説明を前提に、委員の皆様、ご質問をお願いいたします。はい。
- 委員 実際3者から見積り取られたということで、それで単価表については、その見積りから員数を決めたというようなことですね。
- 総務課 はい。もちろん見積りを参考にさせていただいて、うちのほうでこの分は削ってとか。
- 委員 それで、基準書に載っていない項目については、その人数を記載するというふうなことになっているので、仕様書にはその人数もみんな記載したということですよ。
- 総務課 はい。仕様書に人数ですか。
- 委員 例えば、技師AとかBとかの人数も記入されているということですよ。
- 総務課 人数までは入れていません。空欄で出しています。そこを人数入れてしまうと、もうぴったりと人数把握で計算してしまうので。
- 委員 そうですね。県の基準では、見積り取って基準書にないものについては、その人数は記載することとっていないんですか。それでないと積算できない。私は、そういうのが全部記載されていたから、ぴったりの積算ができて、その50%ということで、それでちょうどぴったりの金額で応札できたんだらうなというふうに推測していたんですけども。
- 総務課 人数まで全部載せてしまえば、本当に設計額イコールになってしまうので、そこは

空欄にして、業者さんのほうで何人必要かというので積算してもらおうという形でした。

○委員 それだと、ぴったりの金額で出ないんじゃないですか。だって、ぴったりの金額を積算して、その半分の額で応札したんでしょう。

○総務課 ぴったりになったのは、結局、今回補正予算でこの事業を計上しているんですね、補正予算の事項別明細書は、一番右側に「何々業務委託、幾ら」と表記をするので、結局、結果的に1件だけなんです今回。うちの補正予算計上した費目で委託料というのは1件しかないので、令和6年度に必要な額は、その金額だって分かっていますので。

あと、もう一つは、これ2か年事業なので、令和7年度分のやつを債務負担行為と一緒に上げるので、そうすると債務負担行為の令和7年度の額と令和6年度の補正で計上した予算を合わせると、事業費には結果的に分かっちゃうんですね。そうすると、最低制限価格の基準というのは公表していますから、設計額の10分の5というのを公表しているの、業者としては半分だなというのがどうしても推測できてしまう。通常、当初予算であれば、いろんな項目があるんで、金額をまとめ上げて業務金額は分かんないんですけども、今回の場合、6月補正じゃないと予算が上げられなかったの、結果先ほど説明したように、どうしても業者としてはこの事業を、実績をつくりたかったということだと思うんですね。なので、ぎりぎりの、その2分の1というか10分の5の額で応札したということです。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 そうすると、その予算化するときには、ぴったりの値段で予算化するんですか。それが全部公表されちゃう。

○総務課 実際の値段というか、結局、設計額を国に、国というか、これ環境省から別法人に委託かけて間接的にうちのほうがその団体のほうから補助金をもらう仕事なんですけれども、そのときに設計書を一応出さなくちゃならないので、結局その出した設計書と違うものを予算に上げられなので、どうしてもそこは致し方ないというんですかね、どうしようもないんですかね、そのところは。

○委員 これは問題あるんじゃないですか。落札価格が分かっちゃうような予算書の作りで。

○総務課 それは、ですから最低制限なので、それ以上本来であれば、もっと高い値段でもし500万だったら、うちは530万で入れるというところがあっても本来いいんですけども、でもどうしても取りたいということで、多分もう500万だったら500万というぴったりの金額で応札したということだと思います。

○総務課 予算につきましては、もちろん予算を低くやっちゃったら落ちないんですけども、

余計な金額を上乗せして高くも予算上は取れないので。例えば、当初予算とかで予算を設定したとき、うちの町だと、12月とか1月ぐらいにまず設計しての金額上げて固まったもので、今度それを固まった額で7月とかに発注するときは7月の単価とかで計算し直してやるので、そこは予算と設計額が違ってくる場合がありますけれども、今回はうちの課長が申し上げたとおり、6月補正で予算計上したやつなので、すぐに発注してやっぱり余計な金額を上乗せしてとか、そこから動いた金額はないので、ぴったり取ることしかできないので、そうするとやっぱり計算は分かってしまうという、計算というか最低制限価格が予想できてしまう。

○総務課 最低制限価格が分かってしまうということです。推測しやすい状態になってしまっているということ。

○委員 設計額も分かっているということですよ。

○委員長 分かっている。

○総務課 設計額も、だから予算額が設計だろうということで、多分もう、それで、その予算額の半分の金額を入れてきたということだと思います。

○委員 委託業務に関しては、どちらかという人の単価が決まっていて、それで基準書もちゃんと出ているから、大体ぴったりの金額で積算できるんですよ。それで、先ほど私が言ったように、多分県の基準の、もう一回ちょっと見てください、見積りとかを取って、その基準書から引っ張ってこれない項目については、その人数を仕様書に上げなさいというふうになっているので確認してみてください。今後やるときには、そういうふうな形になるんで、業者がぴったりの積算をしても何もおかしくないというのは、私の思うところではあるんですけども。

○委員長 ただ、今回は入札予定価格がもう半分公表されちゃっているというところがちょっとね。容易に予想されてしまったというところが、こういったものについてどうやって工夫していくかというのがあろうかなと思います。

○委員 ちなみに、今回1位の順位の2者なんですけれども、これ見積りは、金額は一緒ですけども、見積り自体の内容は違っているんですか。

○総務課 違っています。

○委員 ただ単にもう合わせたという感じなんですね。

○総務課 そうですね。それぞれ違った見積りでやっています。

○委員長 金額一緒で、何でこっちが落札となったんですか。

○総務課 くじです。それはそうしなさいというふうに決まっています。

○委員 くじの引き方というのは、抽せんの仕方というのはどういうふうな方法。

- 総務課 最初、くじを引く順番を最初引いてもらって、例えば最初に私が引いて、色がついているほうを引いたら私が1番目にくじを引きますよと。もしこっちが色ついているやつを引いたら、こっちが1番目にくじを引いて、私が2番目に引く。まず順番を決めて、決めた後に今度正式にその決定者を決めるくじを引き直す。これは、3者だろうが、4者だろうが、もし数字が並べばそういう形にして決めるかたちとなっています。
- 委員 順番を決める順番は、入札順ですか。入札というか、申込順ですか。
- 総務課 申込順です。
- 委員 ちなみに、取る気はなかったというような見方もできる業者もいたみたいですが・・・でよろしいんですね。逆にこれ予定価格に近い値ですよ。
- 総務課 ほかの2者みたいに予算書を見ていれば、見た結果その金額であれば、取る気はないのかなと。ただ、見ていないで、実際にかかる金額でやったのであれば、取る気で来たけれども、落ちちゃったというような形かなと。
- 委員 なるほど。ありがとうございます。
- 委員長 あと、ほかの委員の先生、何かご質問ありませんか。はい。
- 委員 基本的な質問なのかもしれませんが、業者、技術者の資格が、建設環境に関する技術、入札参加条件を今見ているんですけれども、技術士（総合技術監理部門（建設環境）又は建設部門）となっていて、エネルギーだと例えば電気関係の技術士ですとか、そういう技術士の資格として、やっぱり建設の技術士が重要なんでしょうか。
- 総務課 業者にもちょっと聞いたんですけれども、技術士は国家資格なので、やはりそういった国家資格をちゃんとしたものをつけると。環境部門は、建設環境は、自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査・企画・立案、もしくは助言並びに環境影響評価とかというような部門になっているので、まさに今回の発注の条件に合致しているので、業者のほうから言われたのもそうですけれども、うちのほうもそう判断して、その条件はつけての発注ということにさせていただきました。
- 委員 つい私自身が普段電気とか機械とかそっちのほうの専門なもので、エネルギーというと、ちょっと機械や電気の専門の、技術士の資格も、機械やら電気やら、そういう部門もあるのですが、そちらはなしで建設環境の方で。そういう資格の方でできるんでしたら、それでいいと思いますけれども、いろんな理由もありますので、今後の参考までに。
- 総務課 大手さんの建設コンサルタントさんは、大体建設環境というか、そういう業務を受けますし資格者も抱えています。実際そういうふうな仕事のほうが結構多くなっているような感

じなので、建設コンサルだけではやっていけない、そういう仕事も結構やっているみたいです。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 県ぐらいになると、ある特定のというか、アドバイザーみたいな感じで、何とか工営さんとか、常に何かそばにいてアドバイスをやっていたり何かするのを見聞きます。

あと、何かご質問ございませんか。また、これについては、補正予算で予定価格がちょっと今回ばれてしまったんじゃないかというのが、制限価格の金額的にはOKなんだけれども、ちょっとそこが今後こういった分かってしまうようなものについては、何か分からないような工夫が必要なんじゃないかなという気がしますがね。そこは、議会に説明するに当たって同額にはできないんだと。だから、予算取りを多く取っておいて少なくなる分には結果、やっぱり駄目ですけども。

○委員 予算より多い金額ではね。

○委員長 あまり正直にやり過ぎると大事な情報がばれてしまうということであれば、その大事な情報は公表できないということですね。今、情報の早期の伝達、あるいは透明化というのが非常に重要だと言われてはいますが、逆にそれをやってしまうとデメリットが生じる場合には、もうそのところは公表しないというふうにしたほうが公正なというんでしょうか、こういった入札に伴っての取扱いができるような気がしますがね。ですから、今後併せて検討していただければと個人的に思うんですが、いかがでしょうかね。

○委員 補正予算は、二、三件まとめては取れないんですか、金額を。（「いいですか」の声あり）

○委員長 はい。

○事務局 予算は財務課で取りまとめていますので、今総務課長が話したとおりなんです。1項目であれば1項目のみ計上されますので、二、三、ほかの業務を併せて補正するということはありませんし、予算外経費になりますので、要求上受け付けないことになっています。委員が先ほどお話しされていたとおりの、事項別明細書にそれを明記しなければ分からないものの、松島町規模ですと、補正件数が少ないのでどうしても分かりやすいのかなと。ここはちょっと熟議が必要と思っています。これでもちょっと前ほど分からないように、こういった話いただいて変えてきたものの、ご意見としてはしっかり承って検討していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長 そうすることで、この件も、少しちょっと町のほうの対応を後日教えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

あとは、何かご質問ございませんか。よろしいですか。以上でこの案件の説明は終わりたいと思います。

ありがとうございました。では、引き続き、委託業務4番目から8番目の案件について担当課のほうからのご説明をお願いいたします。

○企画調整課 それでは、企画調整課です。よろしく申し上げます。

○委員長 では、休憩後、また再開したいと思います。よろしいですか。

○企画調整課 対象とされておりました企6委第065号松島町長期総合計画及び第5次松島町国土利用計画策定業務委託についてご説明させていただきたいと思います。

まず、事業場所でございますけれども、こちら宮城郡松島町地内となっております、町内全域ということを対象としております。事業期間でございますが、令和6年5月29日から令和8年3月31日までの2か年となっております。事業概要のご説明になりますけれども、ページ1枚おめくりいただきまして、事業概要説明調書の上のほうをご覧くださいと思います。こちらは平成28年度から令和7年度を計画期間といたしております現行の松島町長期総合計画が目標年次を迎えることから、これまでの各施策における成果や課題を整理し、現行総合計画の基本理念となっております「歴史・文化の継承と創造」を継承しながら、新たな将来像の下、町民の声を取り入れながら新たな総合計画を策定するものとなっております。

また、あわせまして、松島町の総合的かつ計画的な土地利用を推進するため、令和3年3月に策定されました宮城県国土利用計画（第五次）に即した形で、目標年次における松島町の土地利用の方針を示す第5次松島町国土利用計画を策定するものとなっております。

業務の内容につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

ページをおめくりいただきまして、設計書の表書きのところでございますが、こちらにつきましては、先ほどご説明いたしましたように、令和6年度、令和7年度、来年度までの2か年での業務となっております、計画策定準備、基礎調査等を令和6年度で、令和7年度におきましては、その調査結果に基づいて計画書を策定していくものとなっております。

続きまして、ご指摘、確認事項としていただいております、計画額、設計額に関する考え方でございますけれども、こちらは設計額が高めであることや、やや低めの落札率であったことなどということでご指摘をいただいたところでございますが、我々の積算の考え方といたしまして、この業務委託、設計するに当たりましては、見積りを複数者から取り寄せまして、その価格を参考にしながら設計額を設定してまいりましたので、この設計額につきましては妥当であるというふうに捉えてございます。

また、落札率につきましてですが、こちら審議事案説明書にございますように、落札率が62%となっております。最低制限価格の落札率よりは上回っていることから、これも問題ないというふうに整理してございます。内容につきましては以上となります。

○委員長 ありがとうございます。今の担当からの説明等につきまして、委員の皆さん、ご質問等ありましたらばお願いいたします。はい、どうぞ。

○委員 見積りは複数者ですけれども、何者ぐらいから。

○企画調整課 3者から取っております。

○委員 その見積りの中間値とかそういう感じでしょうか。

○企画調整課 見積りの最低価格のほうで取っており3者となっております。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 今回見積りは3者から取れているんですが、逆に入札参加企業は2者しかいないというのは、ちょっとやっぱり少ないかなと思うんですけれども、これは逆に前回の長期計画をやったときは何者ぐらいあったかは分からないですか。

○企画調整課 前は10年前になるんですが、そこについては・・・6者から。

○委員 6者あったんですね、当時は。

○企画調整課 プロポーザルで実施していたものでございます。説明不足で申し訳ございません。今回につきましては、条件付一般競争入札ということになります。

○委員 今回、今までやってきた計画に対していろいろと評価したりとか、行うということになっているんですが、ということは前回やった企業は今回には入っていないという感じでしょうか。

○企画調整課 今回の落札、応札者、応札、入札に参加、結果としては入ってきておりました。

○委員 じゃ、このどっちかがそうだったわけですね。

○企画調整課 そうですね。

○委員 じゃ、落ちちゃったことによってそうじゃなくなったという認識なんですね。いえ、逆に同じ会社がやってしまうと、自分で自分を評価するような形になってしまうので、それはあまり好ましくないかなとはちょっと思っておりました。ただ、結果的にはそうじゃなくなったので、そういった意味ではよかったのかなとは思いますが、次回からはそこら辺もちょっと考慮したほうがいいのかとは思っております。

○委員長 あと、何かご質問ございませんか。私のほうからよろしいですか。

いや、こちらの委託内容からすると、総合評価方式、プロポーザル方式のほうが妥当なんじ

やないかなとバツと思ったんですが、前はそうされたけれども、今回は条件付の一般競争にしたと。その理由は、どういった理由だったんでしょうか。

○企画調整課 入札方式に関しましても、課の中でもいろいろ議論させていただいたんですが、いろいろとアイデアを出していただく、まずそれを事前に町のほうで評価させていただく分には、プロポーザルというのは確かに優れているというふうには考えておりましたが、今回やはり長期総合計画というものの性質を考えたときに、こちら、例えばですけれども、都市計画マスタープランとかでありますと、本当に専門的なスキルとかをお持ちの事業者さんに集まっていたり、また、ゆえにプロポーザルでその技術をもってどのようにというようなことが議論になりやすいと思いますけれども、こちら長期総合計画につきましては、あくまで町が実施したい施策をどのように整理していくかという、町の思いのほうやはり強いものだというふうに考えましたので、仕様のほうをしっかりと固めさせていただいて一般競争入札とさせていただきました。以上です。

○委員長 ありがとうございます。いや、もうそれであれば非常に望ましい姿だろうと私個人的には思いますけれども、いや、丸投げといいますか、そういったことじゃなくてよかったと思いました。あと、何か委員の皆さん、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○委員 質問になんですけれども、3者見積りということですが、その見積りを取ったところが応札者となる場合の、でも3者でいいんですか。

○企画調整課 そこにつきましては、問題ないというふうに考えてございます。見積りは取らせていただくものの、必ずしもその見積りどおりではなくて、改めて実施する際には内容を精査して、必要項目、より精査させていただく部分もございますので、そこについては問題ないかというふうに捉えてございました。

○委員 単価見積りのやつだったら3者とかでもいいのかもしれないんですけれども、落札者になる可能性があるわけですね、見積り取ったところも。そういうところでも3者でいいのかという、基準とかというのはあるんですか。

○企画調整課 その基準はない状況です。

○委員 ない。

○委員長 一般論としては、見積りは例えば3者取っても、札入れてくるのは5者とか、何かそういう、徴求先よりも多くの札をいただくのが理想的かなとは思うんですよね。ところが逆に、そのうち1者は札入れてきていないということになると、何かどうなんだという。設計書、設計価格自体の妥当性というのでしょうかね、そういう問題も出てくるかなという気がしま

すけれどもね。はい、どうぞ。

○委員 こちら国土利用計画、こちらの設計の基準書というか、そういうのには、そういうのって、基準書というのはいないんですか。

○企画調整課 こちらの国土利用計画でございますが、基準書そのものはないです。

○委員 ない。必ず市町村でやらなくちゃならないよね。基準書があってもいい気がするんだけれども。

○企画調整課 基準書があると本当に助かるなと思いつつやっているのも多々、長総もしかりで見積りとかを参考にさせていただくしかないという感じです。

○委員 あるものだと思っていたから。こういうのだとね。必ず各市町村で定期的にやらなきゃならないことですからね。

○委員長 あと、何か各委員の方、ご質問ございませんか。よろしいですか。はい。

○委員 参加資格条件等の概要の中で、過去10年間において宮城県内の自治体が発注した同業種の実績が1件以上あることというふうにしておりますけれども、この1件以上というふうにした理由というところは何かありますか。

○企画調整課 これも課の中で議論したときに、ゼロではやはり我々をつくっていく上でちょっと不安はありますので、最低でも同種のを1件、1件以上は経験値として持っている企業、業者という思いで、ここは設定させていただいておりました。

○委員 2とか3とかとしなかったというのは、最低で。

○企画調整課 最低というところで、門戸を広げるという意味も含めてでございます。

○委員 1件だけでも結局2者しかないわけですからね。

○企画調整課 そうです。

○委員長 そうですね。こういったのを参入障壁と言うのかどうか分かりませんが。

はい、どうぞ。

○委員 今に関連して、条件のところで絞るとなかなか候補者も出てこないのかなというところで、過去10年の宮城県内の地方自治体が発注したというのに、宮城県内に限定した理由というのは、地域性というか、宮城県内の事情にある程度明るくないとか、そんな感じですか。

○企画調整課 まさに本当に今お話しいただいたとおり、例えば全国となったときに、我々考えたのは、関西とこちらではちょっと事情が違ったり、風土も違ったりする部分もありますので、県内という設定をつけることで、この県内の町、もしくはこの2市3町付近の事情に詳しい企業が来てくれるのではないかと、このような設定をしております。

○委員 ただ、これ次回また期限というのは、多分あるわけですね。

○企画調整課 10年間区切りです。

○委員 この条件設定とかも、また次の機会ではちょっと再検討されてもいいのかなと。

○委員長 あと、何かご質問、委員の先生ございますか。よろしいですか。どうぞ。

○委員 質問ではないんですけれども、町民として、ぜひ、いい国土利用計画をつくっていただければというふうに思っています。

○委員長 では、質問はないようですので、以上でございます。ありがとうございます。引き続き同じ企画調整課となります。

次の、これは全部一緒に説明されたほうがいいでしょうか。それとも……（「多分一緒にいいと思います」の声あり）一緒によろしいですか。じゃ、まとめて4件について説明をまずお願いいたします。

○企画調整課 それでは、松島町企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託につきましてご説明させていただきたいと思えます。

今ご配慮いただきましたとおり、1から4までございますけれども、内容にかなり同一している部分がございますので、最初の1つ目の委託のご説明をさせていただきつつ、あとは異なるところについて、それぞれ説明をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

ご説明させていただきたいと思えます。企6委第092号松島町企業版ふるさと納税マッチング支援（その1）業務委託でございます。事業場所は、この役場を住所地としてございます。

事業期間は、令和6年4月15日から令和7年3月31日までとしてございまして、業種といたしましては、役務の提供というものとしております。

続きまして、業務の概要について簡単にご説明させていただきたいと思えますが、事業概要説明調書の右上のほうでございます。令和3年7月9日付で国のほうから認定いただきました企業版ふるさと納税を活用するための計画でございます。

地域再生計画、松島町まち・ひと・しごと創生推進計画に基づく自主財源で町で事業する際の自主財源を獲得するための企業版ふるさと納税を獲得していくための、この地方創生応援税制を活用するため、寄附獲得の取組を効果的に進めていくために、この業務を実施しているものとなっております。審議事案説明書のほうにお戻りいただきまして、随意契約の理由のほうをご説明させていただきたいと思えます。

こちら理由でございますが、本業務の取組方法や金額につきましては、各事業者で既に実施

の仕方がパッケージ化されているものとなっております。業務内容でございますとか、価格競争が発生するものではなく、全国の地域金融機関と広範なネットワークの連携を有する本事業者として1社随契としてございます。

補足させていただきますと、こちらは成果報酬となっております、契約は結びますけれども、実際にこちらの委託業者のほうが企業版ふるさと納税を獲得したときに初めてその報酬が発生するという仕組みになってございます。

続きまして、その2業務委託でございます。こちらその1業務委託と異なる部分についてご説明していきたいと思っております。まず、事業名でございますが、基本的な名称は一緒でございます、その2の業務委託となっております。

事業場所につきましては同様となっております、こちらは契約時期の違いから、期末は一緒でございますけれども、始期が4月12日からとなっております。業種も同様となっております。こちらにつきましては、随意契約理由といたしまして、前段のほうは同内容となっておりますが、こちら契約いたしました株式会社ジチタイアドさんでございますが、こちらにつきましては、随意契約の理由中、後段のほう、全国の自治体協賛広告販売の営業ノウハウを有している事業者ということで、随意契約で契約を結ばせていただいている内容となっております。

続きまして、その3業務委託をご説明させていただきたいと思っております。

こちら名称のほうは同様でございます、その他の業務委託となっております。

期間につきましても、1番目と一緒にございまして、4月15日から令和7年3月31日までとなっております。

こちらは、契約の相手方といたしまして、5番目のほうに記載ありますが、株式会社エージェントさんとなっておりますが、行ったり来たり、申し訳ございません。

2番目の随意契約の理由といたしまして、こちらやはり前段のほうは同じでございますが、後段のほうで、こちらのエージェントさんにつきましては、人材サービス事業分野に広範なネットワークを有しているという特徴をお持ちであることから、こちらは、この理由をもって随意契約とさせていただきます。

続きまして、その4業務委託でございます。

こちらにつきましても、名称につきましては、その4業務委託として発注させていただきます。業務期間につきましては、始まりが4月11日から、そして年度内いっぱいとなっております。

こちら契約の相手方でございますが、株式会社トラストバンクさんとなっておりますが、こちらは随意契約の理由、2番目のほうを飛ばさせていただきまして、前段はやはり同じでございます。後段のほうです。こちらは企業版ふるさと納税の募集に係るサイトなども有しているという部分がございます、本事業者を対象として契約をしているものとなっております。

以上で各委託の説明となりますが、その1業務委託からその4業務委託まで、それぞれ業者さんで持っている特徴とか、ネットワークの持っている守備範囲がやはり異なっておりますので、企業版ふるさと納税獲得のチャンスをできる限り増やしたいと思ひまして、このような委託の体系として実施しているものとなっております。以上でございます。

- 委員長 では、以上の説明をいただいて、委員の皆様、何かご質問等ございますか。
- 委員 寄附金額の20%が結果的に設計金額になるというふうな認識でよろしいですか。
- 企画調整課 そのとおりでございます。
- 委員 それでは寄附金額がないと、業者にお金が入らないといひますか、そういう条件になっているということでしょうか。
- 企画調整課 いずれの業者もそうっております。
- 委員 もう一つ、この4者なんですけれども、何となく組んでやっているようなイメージもしちゃうんですが、完全にばらばらの企業がたまたま今回松島町のほうで選んじやったのか。これをやろうとしたらこれが4者同時に来るような感じだったのかというのは、どちらのほうなんですか。
- 企画調整課 実は、この業務委託を発注する上で、やはり我々も、なかなか雲をつかむような感じもありましたので、県内の全自治体さんにヒアリング、電話でとかですけれども、ヒアリングして、実際もう既に先行してやられているところなども伺って、実績のある事業者でございますとか、そうしますといろいろと情報をいただけましたので、その情報を基に、今度例えば我々で企業を探し当てて問合せしたり情報収集した上で、この4者が、それぞれのネットワークが違うというところに目をつけまして、今回契約として選ばせていただひていました。
- 委員 結果的にお金が全部支払われているということは、寄附がちゃんとあったという、成果があったという認識でよろしいんですか。
- 企画調整課 まだ今年度の部分につきましては、必ずしも全てにお支払ひはまだしてないので、設計金額は、目安の額としての設計額として上げさせていただひておりました。もし寄附を頂ひてきてくださったときには、基本的にはこの内数の中から支払うと、（「満額のこれを払うと」の声あり）感じ、（「来なかったら満額払わないということ」の声あり）ですね。

例えば1,000万のご寄附を持ってきていただきましたら、その例えば10%ですと100万を、100万ですと超えちゃうんですけども、100万のご寄附を持ち込んでいただけましたら、まずは10万、10%の出来高払いという形、出来高に対する報酬ということでお支払いしていくという形です。

○委員 寄附額が増加したらもっと払うということですね。

○企画調整課 そのとおりでございます。

○委員 20%ということですか。

○企画調整課 そうですね。企業さんによって、その20%とか、10%と、それぞれちょっと別でそのようにパッケージングされているという状況でございます。

○委員 結局、資料での発注事業一覧表の中では、ちょっとこれ分かりづらいんですよ。今日の資料頂いてから、20%が結果的に設計金額になっているんだなというようなことだったので、やっぱり最初の一覧表の中に何かそういうキーワードがあると、これはもうこういう20%というのが決まっていますやっていると、先ほどのちょっと繰り返しになりますけれども、あとは辞退した数とか、何かそういうふうな情報も一覧表になると、私はより選びやすいのかなといいますか、そういうのを見つけやすいのかなというのをちょっと思いましたと。

○委員長 通常ふるさと納税だと返礼品があるんですけども、企業版ふるさと納税の場合には、寄附をした法人はどういうメリットが取れるということですか。

○企画調整課 寄附をされた企業様におきましては、まず一番のメリットというのが、寄附を例えば松島町に頂いた場合には、希望にもよるんですけども、企業様からご寄附をいただきましたということをホームページなどでPRするので、企業側で社会貢献をしているというPRの一つにもなります。また、もう一つのメリットとしましては、企業様にご寄附いただいた9割部分につきましては様々な税控除を受けられるということで、課税でメリットが寄附の部分について生じるということで、実はこの2つがメリットとなっております。

○委員長 あとは、企業版ふるさと納税を利用して大量に寄附を行って、そのキックバックとして寄附をした会社の選定した救急車を購入した件がありましたけれどもとんでもない。そういったのはあったら当然、こんな金額じゃ済まないと思うんですけども、その辺の歯止めについては、いかがですか。

○企画調整課 今の状況で、そのようなものは寄せられてはいないのであれですけども、寄附者のご意向もございまして企業版ふるさと納税がうちの町でございまして定住、子育て、交流という観光面、どのテーマにどのように使っていただきたいかということで寄附を頂くことに

なっておりますので、そうやって企業様とコンタクトを取る場面もございますので、その中で内容をお聞きした上で、内部で整理しているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。様々な業種の得意なところという業者さんがいて、そういったところで選定していているということですかね。あと、何かご質問ありますか。はい、どうぞ。

○委員 今回1者随契ということで、見積りが100%。20%というふうに今、設定金額の20%、100%が見積りだったんですけれども、これ別に20%で出さなくてもいいんでしょう。18%とか15%とか、そういう金額で応札されても構わないんでしょう。

○企画調整課 さようでございます。こちらも随意契約する際に、企業さんの条件について確認させていただく中で、例えばA企業様につきましては、例えば、寄附を持ち込むことができたら20%の報酬を頂いていますという条件は、一応確認はしておりますので、こちら見積り合わせするときにそれを下回ってくることもあるかもしれないですけれども、一応20%の設計にさせていただいたのはそのとおりでございますし、例えば見積りときに下げてくるということがあれば、それで契約できるのかなというふうに感じます。

○委員 そういうふうな特殊な形態の業務をされるというような方たちにはなるんですけれども、それが1者だけなのかと。普通、例えば2者見積りとか、2者とか3者とかの随契というのも可能なわけですよ、実際ね。何で1者しか選ばなかったのか。そういったところ、どうしていたんでしょう。何で1者しか選ばなかったのか。ちなみに2者随契だってできるでしょう。

○企画調整課 手法につきましては、また我々も整理させていただきたいと思っておりますけれども、今回業務委託を実施していく上で、いろいろと情報収集させていただきながら契約できるなというのが見込めた時点で順次やっていく事情もございましたので、この1者随契をちょっと重ねた感じになってございますけれども、結論としますとそのような形でやっていた状況となっております。

○委員 準備期間が少なかったと見取れますけれども、今後、毎年やられるんですよね。

○企画調整課 この制度が可能な限りは、実施していこうかというふうになります。

○委員 それであれば、1者随契というのはやっぱり解消して、そのような、同じような業務ができるところを開発して、見つけて、2者随契なり3者随契なりされるというのが本来の入札の在り方ではないかなというふうに思います。

○委員長 確かに委員がおっしゃったとおり、随契としなきゃいけないという積極的理由が何かびんとこないような。しかも成果報酬だから、その成果に応じて報酬をお支払いしますという

んであれば、別に複数者さんと、ただあまり多くなり過ぎても困るから、1者とは言わず、二、三者と、あるいは最低でも2者契約して、両方で頑張ってください、そんな感じでやってもおかしくないのかなという気がしますけれども、いかがですかね、その辺は。

○企画調整課 募集の仕方については、再検討していきたいと思っております。一応調査を進めていた中では、公募をかけても応募がないことを聞いたこともあったので無難にという言い方変ですけれども、しっかりと企業さんをつかまえられるようにという思いもちょっとあってこのようにやっていたところがありました。

○委員 今後継続する中で、そういった課題として捉えてもらいたいと思います。

○委員長 あと、委員の皆様、何か質問ございませんか。よろしいですかね。

では、質問ないようですので、以上といたします。次、最後の案件ですかね。6件目の案件につきまして、抽出理由等に基づき説明をお願いいたします。

○建設課 それでは、説明いたします。

6番の事業名、建6委第056号町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事建物等事後調査業務委託になります。業務場所は、松島町松島外地内。業種は、建設工事関連業務となっております。業務の内容について説明いたします。資料2ページ、事業概要説明調書のほうをお開き願います。

事業の概要につきましては、家屋調査になっております。打合せ協議、作業計画書の作成、現地踏査につきましては1業務、事後調査、算定業務については、建物等の数ということで、15か所、あと費用負担の説明が5権利者、現地水準点の測量が1.5キロメートルとなっております。

こちら発注方法につきましては、条件付一般競争入札となっております。参加条件につきましては、2の参加条件等にありますとおり、①設計コンサルで事業損失及び補償管理に登録されていること。②宮城県に本店又は契約を委任された支店、営業所があること。③過去5年に国又は地方公共団体が発注する同種業務で元請として履行実績があること。④配置技術者は補償業務管理士の有資格者を配置できることとなって、応募を見積もりまして、5者の申請がありまして入札参加しております。

入札の結果につきましては、最低落札率が52%となっております。ちなみに入札の結果といたしましては、1者失格があります。今回ありました業務の内容をもう少し詳しく説明させていただきます。国道45号線の松島町第一中学校から磯崎方面に抜けるところで、松島大橋、こちらにつきましては東日本大震災で被災した橋がありまして、そちらの災害復旧を行う工事

を実施するに当たりまして、どうしても工事实施する際の杭の打ち込みだったり、引き抜き、あと大きく掘削をするということで、地盤変動が予測されたことから、この前段といたしまして建物等の事前調査を行っている状況になります。

今回は工事が令和5年3月に終わりました、その後関係者のほうから、地盤変動、今回影響出たという話を受けて、数人から受けまして、事後調査を実施し、費用負担がどうか、金額の算定や、あと最終的な費用負担の説明を行う業務ということで、今回発注しております。

次に、業務の積算の妥当性になります。

今回の業務費の積算につきましては、積算のほうの歩掛かりを東北地方整備局の用地調査等業務費積算基準を参考にしております。また、労務単価については宮城県が発行します労務・資材単価を参考としており、これに基づき積算したところであります。ちなみに、こちらの基準書については、ホームページのほうで、インターネットで検索すると見られるような状況であります。

次に、落札額が最低制限価格に近い金額になった要因についてになります。説明いたします。

入札に併せ落札者から提出がありました入札金額内訳書と町が積算した業務委託料の内訳書を比較、確認しております。見てみますと、直接原価、町が積算したものに対して、落札業者については50.8%、その他原価及び一般管理費等、諸経費に相当する費用につきましても53.7%ということで、全体的に低い金額で応札した状況となっております。

全5者の部分に関しても見てみますと、特に今回落札した業者、あと失格となった業者のほうで最低制限価格近くで入れまして、そのほかに関しては7割から8割の金額で応札というふうな状況となっております。

最後に、変更契約の内容について説明いたします。

今回の水準測量1.5メートルのほうの増額の理由といたしましては、調査対象物件について、工事の前後の高さが変化しているか確認する必要があったため、水準測量を追加しているものとなっております。こちらにつきましては、事後調査に先駆けまして関係者に挨拶と併せてヒアリングのほうを行っております、その際に工事の前後で地盤の高さの変状の話を受けております。こちらをどうかということで、検証するための水準測量を今回追加したのとなっております。結果としては、若干変状があったものの、補修が必要な数値までには至らなかったというような結果となっております。以上で説明を終わります。

○委員長 今のご説明を前提に、委員の皆様、質問等をお願いいたします。

○委員 松島大橋ということで、松島大橋の橋名板には令和2年6月完成というふうになって

いまして、今おっしゃったのだと、工事が完了したのが令和5年3月。今回これ発注したのが令和6年3月ですね。これ長期間の工事があったわけで、今回、工事の影響の事後調査ということなんですけれども、工事の始まりから、ちょっとその経緯、どのような年次ごとの取扱いというか、工事とか調査とかがあったのかというのが分かったら教えていただけますか。

○建設課 こちらの工事につきましては、東日本大震災で被災したということで、災害復旧、国の関係の査定を受けております。その後、橋の高さの関係が河川のほうの堤防の高さに影響したので、それらが県のほうで決まって、その後設計をし、発注できたのが27年の11月契約です。工事の内容につきましては、新しい橋を架け、最終的に古い橋を撤去するまで、あと、その橋の部分で、防潮堤のほうを県のほうから事業者のほうでやるという話がありました、のほうで行うこととなりましたので、最終的には防潮堤の工事に含めたような形の工事となっております。先ほど橋のほうの、新橋の完成が令和2年にしていまして、その後は旧橋撤去。その際にも、いろいろ仮設の栈橋をかけたり、旧橋の橋台を撤去するために掘削を大きく開けたりとかしていましたので、それが全て終わったのが令和5年3月23日というふうな形になっております。

その中で、事前調査のほうにつきましては、工事発注した後の28年の6月に業務契約をしまして、9月までに工事の着工前までで事前調査のほうは終えております。

今回は、その後に、令和5年になってから、工事が完了した後にいろいろ聞いてみますと、やっぱり当初想定、なるべく、どうしても振動があるということで想定されていた部分で少なからず影響が出たお宅から、影響があったので、あと負担というか、そういった部分をしてほしいという申出がありましたので、事後調査を行ったような形になっております。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 今のお話ですと、平成27年11月に一番最初に発注したと。それで、令和5年の3月に完成しているということで、その途中、事前調査というふうなことはされたと。途中経過については、もう27年から令和5年だと、何年だ。（「8年間くらい」の声あり）ですね。その間に事前調査して、工事が終わるまで中間的な調査というのはされなかったんですか。

○建設課 この事業損失の考え方が国から示されていて、初めに、その工事が起因する、検証する可能性がある場合は、事前調査をします。工事が全て終わって、後に事後調査する。中間でやっても結果中間のことになるので、それに対して補償というのは、この事業損失というのは、あくまでも工事完了後、その工事に起因して地盤変動だったり、何かそういう部分があった場合に対する損失部分の負担をしますよという取り決めがありますので、それにのっ

て事後調査を実施いたしました。

○委員 これが8年間というような長い時間がたって、その間に福島県沖地震という大きな地震が起きているんですね。その福島県沖地震の影響なのか、その振動の影響なのかというのは、そうすると分からないということなんですよ。

○建設課 確かに、その地震が福島県沖ともう1個ぐらい、ある一定の大きさの地震が確かにあったんですけども、この事業損失、特に振動に関しては、いろいろな所見の考え方がありまして、地震の場合と今回のような工事の場合ですと、長期間振動にさらされた工事の場合の出方というのがどうしても若干違うような形になりまして、それらを加味して一応今回調査のほうはさせていただいております。

○委員 地震によって壁にひびが入ったのか、振動によってひびが入ったのかというのは、区別がつかないですけどもね。その辺のどういう知見があってということか分からないですけども、令和5年3月に工事が終わってその翌年の3月にというか、1年以上経過して事後調査を発注しているということになっていきますよね。その辺はどうしてそんなほっといたんですか。

○建設課 発注する前にどうしても予算が必要だったんですけども、5年の時点で事後調査の予算を持っていなかったの、それで、その後、できれば一番よかったのですが、聞き取りを何回かしまして、令和6年度の当初予算に計上しました。事業損失の請求に関しては1年以内というのがありましたので、その範囲内で一応請求の申出がありましたので、それに則り進めたような形になっております。

○委員 ちょっと厳しい言い方をすれば、予算措置を忘れていたということですか。工事が終わるとき分かっているのに、そのとき予算がなかったというのは、それはちょっと事務サイドとしてはお粗末じゃないですかね。

○建設課 令和5年度の当初予算の時点では、ちょっとそこまで想定できておりませんでした。

○委員 予算を忘れていたと。

○建設課 現地聞き取りをして、初めて、そういう申出があって初めて分かったという部分がありました。前々から少し工事で振動とか大きいですよという話は受けていたのは事実だったんですけども。

○委員 確かに補償するのは最後かもしれないけれども、途中経過で、8年もの長い間、事前調査して、多分事務サイドの方は最後に調査してその時に被害状況確認しますとか言っていたんでしょうけれど。ただ、その間に調査をしないで、長い間ほったらかしておくというか、経過を調査しないというのは、8年間というとあまりにも長過ぎると思う。今後、そういうふう

な事業がある場合については、最低5年、3年ぐらいでやるのがいいのかな。だから、途中で2回ぐらい入ってもいいような気がしますね。そうじゃないと、住民の方というのは不安でしょうがない。だって、補償してもらえるのか、どうなのか。もう工事は終わったけれども、全然調査にも来ないなんて一体どうしたらいいか分からないとか想像できますけれどもね。

○建設課 確かに8年の長い間であれば、委員さんがおっしゃるとおり、もう少し、中間調査とはなしにしても、聞き取りをして早めに把握したほうがよかったというのがあります。

○委員長 もし地盤沈下、工事の振動が原因だとすると、このぐらいの橋を架けるときに工事のどのぐらいの時点でそういう振動というか、一番発生するものなんですか。

○委員 基礎をしたときパイルドライバーのようなやつじゃなくて、何か違う機械が何か。

○建設課 最終打撃があったんですね。

○委員 打撃でやったんですね。

○建設課 真ん中の岩盤の中に入れなきゃいけない。一応それも地盤状況と、あとどうしてもそういう工事をしなきゃいけないというところで、ある一定想定をして、起きる可能性は確かに、いろいろ工種を考えるとどうしても避けざるを得なかった。

○委員 この場所、樋門がありまして、東日本大震災のときに崩れているんですよ。この橋を渡り切ったところの左側のところの、分かりますか、この送っていただいた写真の橋渡った後の左側にある排水のところすごい結構ずれて、全然もう機能していないなというところで、それ周りもそうなんですけれども、この辺やっぱり地盤弱いんですよ。本当に弱くて。ですので、工事でそのような振動系のですか、やるといった時点でやっぱり測量は小まめにといますか、やっておいたほうがよかったなというところは感じます。ですから、あとこれ河川の周りに家建っていますので、やっぱりここ自体がもう全部弱いので、地盤が。ですから、途中で地震もあつたりとかして、その影響も必ず入ってくると思いますので、やはりそういった橋の工事による沈下なのか、それ以外の沈下で、当然ながら補償というのも変わってくるんですよ。町としては、どちらでも救ってあげたいという感じなんですか。

○建設課 一応、可能性、起因、ある一定想定していた部分もありましたし、ぎりぎり最後のほうまでどうしても振動を与える工事はしていた、その地震後も含めて行っていたのは事実なので、もしも被害があるとすれば、ある一定の費用負担というのは考えていかなきゃいけないのかなと。ただ、全て工事に県施工もあり、県で補償した部分も、事前に、うちの工事の前に、工事中に一部補償した部分もあるんです、町で工事に入る前に。そういった部分で、県からもその資料はもらって、同じ場所をもう一度見るというのはいないような形にはしています。

- 委員長 はい、どうぞ。
- 委員 そうすると、中間調査はやっていないけれども、県の調査した資料はあるということですか。
- 建設課 そうです。頂いています。
- 委員 それは何年ぐらいですか。
- 建設課 工事始まって1年後とか2年後。ちょうどちょっと工事が始まる前ぐらいに県のほうで、災害復旧で、この防潮堤のほうの工事を実施してしまして。
- 委員 20年。
- 建設課 平成27、8年のはずだと。
- 委員 そうすると以前だ。
- 建設課 ちょうど工事、たしか入る・・・。
- 委員 じゃ、中間にはならないかもしれない。
- 建設課 うちの本工事、基礎のほうの工事が入った頃に事後調査が入っています。
- 委員長 はい、どうぞ。
- 委員 今回の調査ですけれども、事業費というのは何の事業費なのか。それと、今後、事後調査の結果次第によっては、15件に対する補償が出てきますけれども、その補償についても、どういったお金で補償されるのか教えてください。
- 建設課 こちらの業務は、町の単独の事業になっております。町のほうで費用を出しています。
- 委員 単独事業になる。
- 建設課 はい。
- 委員 これって普通だったら復興交付金とか、そういうのでできた。
- 建設課 国庫負担による災害復旧なので、災害復旧でやる方法もあるかというのはあるんですけども、そのためには因果関係を証明する必要があると。ただ、それも期限がありまして、ちょうど本工事が事故繰越なので、救済期限ももう過ぎてしまっているという状況です。工事条件がいろいろあって、時間がかかってしまったがゆえに、そういったことになっております。
- 委員 町単独。
- 建設課 補償についても、こちらのほうの業務に関して、業務が9月に完了しております。その後、町で、今回算定した部分の補償費を算定しまして、各、今回被害が確認できた方に関しては、費用負担のほうはしてございまして、全てお支払いは終わっております。
- 委員 その金額って、総額で話せるものなんですか。

- 建設課 すみません、ちょっと今、発注して全てお支払いまでは、今資料持ち合わせておりませんでしたので。
- 委員 大まかな金額でも構わないですけれども。
- 建設課 約700万ぐらいです。
- 委員 総額で。
- 建設課 そのぐらいです。一番大きいところで300万近く。
- 委員 そんなもので足りているの。
- 建設課 はい。一番高かったのは、ちょうど川を挟んで、ちょうど漁協さんのところなんですけれども、あそこのたたきがかなりゆがんで、それを直すので、250万から300万ぐらい。
- 委員長 はい、どうぞ。
- 委員 今の件で。費用負担説明5権利者というやつは、権利としては5人。
- 建設課 建物が15棟ほどあり、実際その費用負担があった部分が5権利者となります。
- 委員 損失補償基準に照らして金額を査定して。
- 建設課 そうなりますね。
- 委員 実際の話、そういうふうな災害復旧事業とか、そういうふうな予算を使える事業に対して、町単独費を支出しているというのは、あまりよろしくないのかなというふうに思います。実際、適切な時期に事後調査なりをして、それでそれを算定して期日内に申請して国からお金もらうという、そういうふうに努めなくちゃならないんじゃないかと思いますけれどもね。
- 委員長 仮に大きな振動を伴う工事はもうこれで終わりというふうになった時点ででしょうかね。完成引き渡しになっても、早めにもその辺の調査を始めれば、もしかしたら国に対する予算請求が間に合った可能性があるかもしれないということですね。
- 委員 この調査では、今回は700万程度で済みましたがけれども、その中にガソリンスタンドさんもありましたよね。そういったところが被害に遭ったとしたら、下手したら億とかそういうふうになっちゃうこともあるので、そういうふうな危機管理的なところも考えれば、やっぱり適切な時期に事後調査をさせて、適切な予算措置をもって対応するということが必要かと思いますね。
- 委員長 あと、何か質問。はい、どうぞ。
- 委員 ちなみに、追加された水準測量は、企業のほうから必要だということで追加になったということによろしいですか。
- 建設課 高さについては、関係者さんのほうで、先ほども話したとおり、ちょうどヒアリング

のとき、1回目だったので、町のほうも同行していましたので、そういうふうな高さで、大きく水準で誤差があれば、それも費用の負担の可能性があったんで、そのためにもやはり水準測量しなきゃいけないということで、協議して追加しております。

○委員 協議してですね。それと、今回低入といいますか、1者失格になっていますけれども、この費用をここまで削減できた理由というのは、何か確認はされているんですか。やっぱり人件費というか。

○建設課 人件費しか今回業務としてないんで、抑えられるのはそこだけで、やっぱりどうしても取りたかったという2者さんのほうが頑張った。実質多分、ほぼ積算、歩掛かり自体も公開されていますので、皆さんほぼ分かるんじゃないかなというのが思っているところです。

○委員 30万円のぎりぎりのところ。

○建設課 そこというのは、ちょっとした誤差の範囲かなと思います。

○委員長 これも4月24日から事業開始で、あれだから、公告は3月ですか、入札4月18日だからね、年度初めという。やっぱそれもあったんですかね。

あと、何か委員の皆さん、ご質問ございますか。よろしいですかね。

じゃ、質問ないようですので、以上で結構です。ご説明ありがとうございました。

○委員長 以上で、本日予定の審議案件9件は終了となりますので、今日の総括というところで、1番目の工事請負のやつが積算誤りというのは、これはちょっと今回のところで一番大きかったかなという。それに対する対応を町のほうにしっかりしていただければと。当然当事者の合意を経た上で、そういった作業のほうをされればよろしいのかなというふうに思いました。

あと、それ以外の物件、今回は建設関係で、最低制限価格に近い案件が、2番目と6番目ですか、これ見ると、どうやら4月の初めのほうにやると結構安い値段で業者が応募してくれそうだなとなるので、そういったところも、今後、できるだけ早めに発注をかけるというようなどころをやったほうがいいのかなど。

あと、業務委託の案件については、3番目の案件なんかは、3者から参考見積り取ったけれども、それが全員入れていなかったとか、そういったところがあるので、でも最低限2者応札は来たので、一応競争原理は働いたかなというようなどころはあるのかなとは思いますがけれどもね。企業板ふるさと納税の随意契約ですかね。こちらについては、今回初めてですかね、取り組むのは、これ。町にとって、個人でも、法人でも、ふるさと納税も町の有力な財源になるようですから、積極的に今後取り組んでいかれる必要があるんだろうなというふうに思ってお

ります。

以上、今日はそういったところで、低入が多かったということで、最近だといつも札が流れて、管理者不足だとか、そういったことで、なかなか工事が計画どおりいかないという事例が出ていたように思いますけれども、今回ピックアップした案件はそうでもなかったというところかなと思います。

あと、委員の皆様から何かお気づきの点ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、私のほうからは以上です。

午後4時00分 開 会

○事務局 長時間、お疲れさまでした。以上をもちまして入札監視委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。
